

バイオ関連企業事業化支援事業補助金交付要綱

令和4年4月18日 商も第 9号
改正 令和5年4月18日 商も第 7号
改正 令和5年3月29日 商も第584号
改正 令和7年3月31日 商も第555号

(通則)

第1条 バイオ関連企業事業化支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成24年府政沖第149号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、県内企業等が実施する、バイオテクノロジーを活用した製品・技術等の事業化又は実用化に必要な開発等（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を沖縄県が補助することにより、沖縄県経済に資する付加価値の高いものづくり産業の創出を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内企業等 沖縄県内に本店又は主たる研究開発拠点等を有する法人、または沖縄県内に本店又は主たる研究開発拠点等を有する法人が1社以上参加している共同企業体をいう
- (2) バイオテクノロジー 生物又はその機能を利用又は応用する技術（周辺技術を含む）をいう
- (3) 健康医療分野 病気の治療、診断、予防、研究に用いられる先進的かつ高度な技術分野をいう

(補助金の交付の対象、補助率及び限度額)

第4条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、補助金交付の対象として知事が認める事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助対象事業に必要な経費として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助対象事業及びその内容等は別表第1に、補助対象経費の区分、内容、補助率及び上限額については別表第2に定める。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1）に知事が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第6条 知事は、前条の申請があったときは、申請書等を審査し、その申請に係る補助事業が適正であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金にかかる消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付決定の変更申請）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ計画変更等承認申請書（様式第2）を知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- （1）補助対象経費の経費区分毎に配分された額の20パーセント以内の変更
- （2）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な目的達成に資するものと考えられる場合
- （3）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第3）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故の報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（様式第4）

を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（契約等）

第 10 条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、相見積もりの取得等による一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難若しくは不適當である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

（産業財産権に関する届出）

第 11 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産権届出書（様式第 5）を知事に提出しなければならない。

（申請書の取下げ）

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 10 日以内に交付申請取下げ承認申請書（様式第 6）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第 13 条 補助事業者は、知事の要求があった場合には、すみやかに遂行状況報告書（様式第 7）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して 30 日以内又は当該年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 8）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 15 条 知事は、前条第 1 項の報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 7 条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 知事は、第 8 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 6 条の決定の内容（第 7 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 交付事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付の決定の後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第 3 項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 17 条 補助事業者は、第 15 条第 1 項の規定に基づく補助対象事業等に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、報告書（様式第 9）により県に速やかに報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、第 15 条第 3 項の規定を準用する。

(補助金の請求)

第 18 条 補助金は、第 15 条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の精算払又は概算払を受けようとするときは、精算払請求書（様式第 10）又は概算払請求書（様式第 11）を知事に提出しなければならない。

(財産の管理)

第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第 12）を備え、管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 14 条に定める実績報告書に取得財産等明細表（様式第 13）を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 20 条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件あたり 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第 14）を知事に提出しなければならない。この場合において知事は、補助事業者が取得財産の処分をすることにより、収入があるときはその収入の全部又は一部を納付させるものとする。

(成果の報告)

第 21 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降 5 年間、当該補助事業に係る成果等について、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項で報告を受けた成果等を公表することができる。

(収益状況報告)

第 22 条 補助事業者は、補助事業実施中及び終了後一定期間内に、補助事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、その他出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、収益状況報告書（様式第 15）を提出しなければならない。

2 補助事業者は、知事が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、知事の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。

3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

4 収益状況報告を行うべき期間は、補助事業の完了年度の翌年度以降 5 年間とする。

(補助金の経理等)

第 23 条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、

他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）年度の翌年度以降5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月18日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日に失効する。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付の決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

別表第 1（第 4 条第 2 項関係）

補助対象事業	補助対象事業の内容	補助対象事業者
一 バイオテクノロジーを活用した、健康医療分野に係る製品又は技術開発等	バイオテクノロジーを活用した健康医療分野に係る製品又は技術の実用化又は事業化に必要な開発等の実施	県内企業等
二 バイオテクノロジーを活用した、健康医療分野以外の分野に係る製品又は技術開発等	健康医療分野以外の分野に係る製品又は技術の実用化又は事業化に必要な開発等の実施	県内企業等
三 バイオテクノロジーを活用した、製品やサービス等の試作品の製作や実証試験	バイオテクノロジーを活用した製品やサービスの事業化に必要な試作品の製作や実証試験の実施	県内企業等

別表第 2（第 4 条第 2 項関係）

補助対象 事業	補 助 対 象 経 費			補助率及び上 限額
	経費区分	内 容		
一 バイオテ クノロジ ーを活用 した、健 康医療分 野に係る 製品又は 技術開発 等	人件費	人件費	補助事業に直接従事する者の作業時間 に対する人件費	<補助率> 10分の8以内 ただし、算出さ れた額に1,000 円未満の端数 が生じた場合 はこれを切り 捨てるものと する。 <上限額> 2,200万円
	事業費	謝金	補助事業を行うために必要な外部専門 家等への謝礼金等	
		旅費	補助事業を行うために必要な出張又は 専門家招聘に係る交通費、宿泊費等	
		消 耗 品 費	補助事業を行うために必要な各種消耗 品等の購入に係る経費	
		通 信 運 搬費	補助事業を行うために必要な郵便料及 び運送代等	
		使 用 料 及 び 賃 借料	補助事業を行うために必要な会議等に 係る会場等の使用料及び機械器具等の 賃借料	
		備 品 購 入費	補助事業を行うために必要な物品の購 入費	
		補 助 人 件費	補助事業に直接従事する補助職員（ア ルバイト等）に係る経費	

		外注・委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注・委託するために必要な経費	
		その他経費	上記の他に、本事業で行う活動に必要であると知事が認める経費	
二 バイオテクノロジーを活用した、健康医療分野以外の分野に係る製品又は技術開発等	人件費	人件費	補助事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費	<補助率> 10分の8以内 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。 <上限額> 1,700万円
	事業費	謝金	補助事業を行うために必要な外部専門家等への謝礼金等	
		旅費	補助事業を行うために必要な出張又は専門家招聘に係る交通費、宿泊費等	
		消耗品費	補助事業を行うために必要な各種消耗品等の購入に係る経費	
		通信運搬費	補助事業を行うために必要な郵便料及び運送代等	
		使用料及び賃借料	補助事業を行うために必要な会議等に係る会場等の使用料及び機械器具等の賃借料	
		備品購入費	補助事業を行うために必要な物品の購入費	
		補助人件費	補助事業に直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費	
		外注・委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注・委託するために必要な経費	
		その他経費	上記の他に、本事業で行う活動に必要であると知事が認める経費	
三 バイオテクノロジーを活用した製品やサービスの試作品の製作や	事業費	謝金	補助事業を行うために必要な外部専門家等への謝礼金等	<補助率> 10分の8以内 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り
		旅費	補助事業を行うために必要な出張又は専門家招聘に係る交通費、宿泊費等	
		消耗品費	補助事業を行うために必要な各種消耗品等の購入に係る経費	
		通信運搬費	補助事業を行うために必要な郵便料及び運送代等	

実証試験		使 用 料 及 び 賃 借 料	補助事業を行うために必要な会議等に 係る会場等の使用料及び機械器具等の 賃借料	捨てるものと する。 ＜上限額＞ 540万円
		備 品 購 入 費	補助事業を行うために必要な物品の購 入費	
		補 助 人 件 費	補助事業に直接従事する補助職員（ア ルバイト等）に係る経費	
		外 注 ・ 委 託 費	補助事業者が直接実施することができ ないもの又は適当でないものについ て、他の事業者に外注・委託するために 必要な経費	
		そ の 他 経 費	上記の他に、本事業で行う活動に必要 であると知事が認める経費	